

**「なごや集約連携型まちづくりプラン」
に基づく届出の手引**

(R7.3)

1. 届出のあらし

(1) 届出の概要

本市では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画として「なごや集約連携型まちづくりプラン」を平成 30 年に策定しました。

本プランの策定に伴い、同法第 88 条、第 108 条または第 108 条の 2 の規定に基づき、居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外・区域内で次に示す行為を行おうとする場合、行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市への届出が必要となります。

都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定状況は、「名古屋市都市計画情報提供サービス」でご確認いただけます。(http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/)

(2) 届出が必要な行為

	対象区域	届出が必要となる行為
①	都市機能 誘導区域外	都市再生特別措置法に基づいて定める誘導施設 [※] を設置しようとする次の行為 【開発行為】 ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 【建築行為】 ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
②	居住 誘導区域外	一定規模以上の住宅を設置しようとする次の行為 【開発行為】 ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ・ 住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの 【建築行為】 ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合
③	都市機能 誘導区域内	都市再生特別措置法に基づいて定める誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合

※ 届出が必要となる誘導施設については、「都市機能誘導区域外・区域内で届出が必要となる誘導施設」(次ページ)をご覧ください。

(誘導施設一覧)

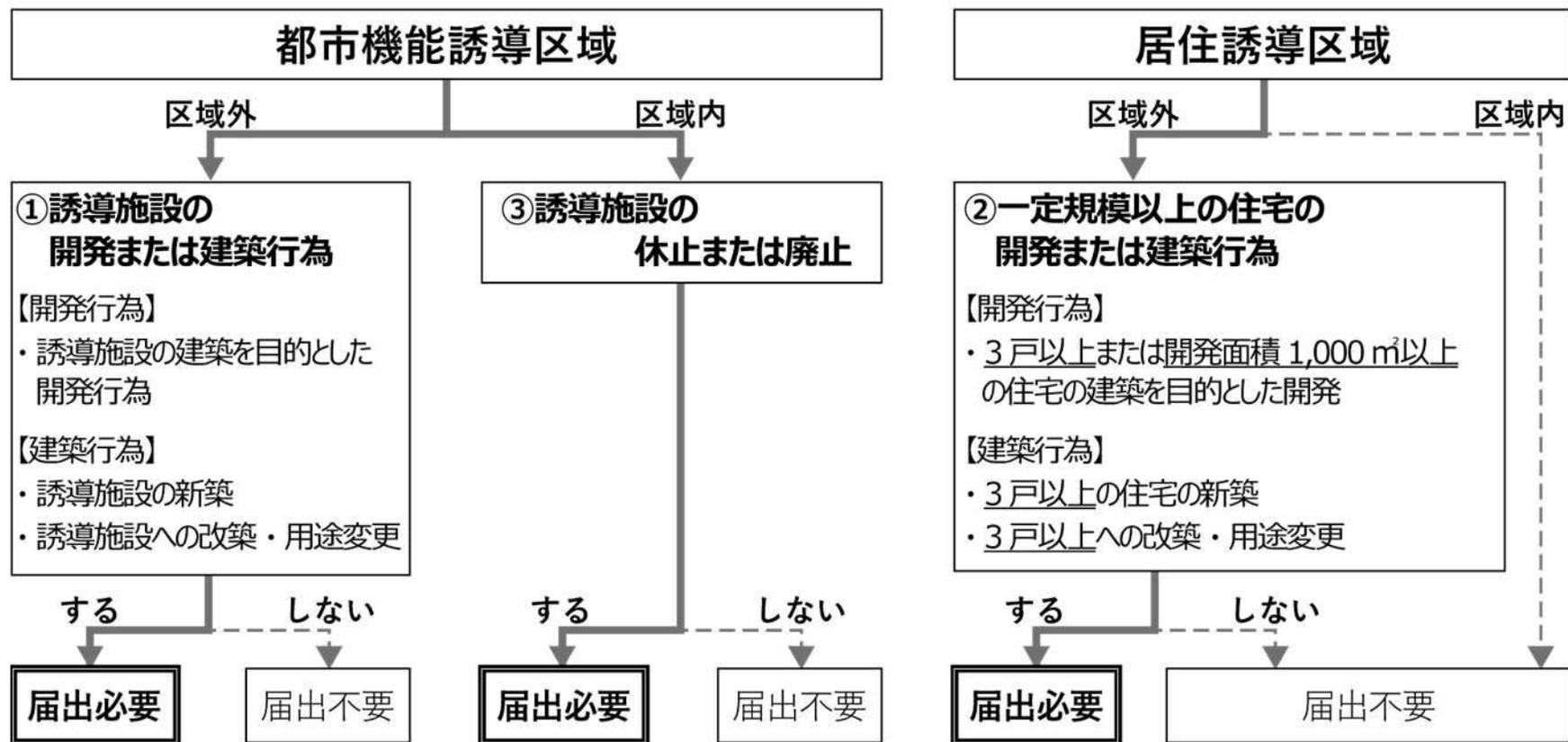
誘導施設の種類		内容
文化・スポーツ交流施設	劇場、映画館、観覧場、演芸場	劇場、映画館、観覧場又は演芸場
	多目的ホール	多目的ホール(興行場法第1条第2項に規定する興行場営業が行われる施設に限る。)
	博物館、美術館	博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類するもの
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館その他これに類するもの
	生涯学習施設	名古屋市生涯学習センター条例第1条に規定する生涯学習センターその他これに類するもの
	スポーツ拠点施設	スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設(その用途に供する部分の床面積の合計が8,000㎡以上のものに限る。)
国際・産業交流施設	大学・短期大学	学校教育法第1条に規定する大学
	MICE施設 (ホール・会議室等)	ホール、会議室等(一室の床面積が200㎡以上のホール、会議室等を有する施設に限る。)で、市民向けの展示会、国際会議、宴会等が実施できる施設
	バンケット(会議・宴会)に対応した一定規模のホール等を有するホテル	市民向けの展示会、国際会議、宴会等が実施できるホール等(一室の床面積が200㎡以上のものに限る。)を有する宿泊施設(宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針第3(4)に規定する宿泊施設に限る。)
子育て・高齢者交流施設	児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設(児童遊園を除く。)
	福祉会館	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター
拠点的な医療施設	一般病床200床以上の病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院(同法第7条第2項第5号に規定する一般病床が200床以上のものに限る。)
拠点的な行政サービス施設	区役所	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例第2条で定める区の事務所

※ 届出が必要となる誘導施設は、その用途に供する部分の床面積の合計が 500㎡以上のものに限ります

※ 誘導施設には、上記の他に市長が指定する施設があります。令和5年3月31日現在、市長が指定した誘導施設は下記の1件です。

誘導施設の種類	所在地	指定年月日
イノベーション施設	昭和区鶴舞一丁目201,202,203及び204	令和4年3月30日

(参考) なごや集約連携型まちづくりプランに基づく届出の判断フロー

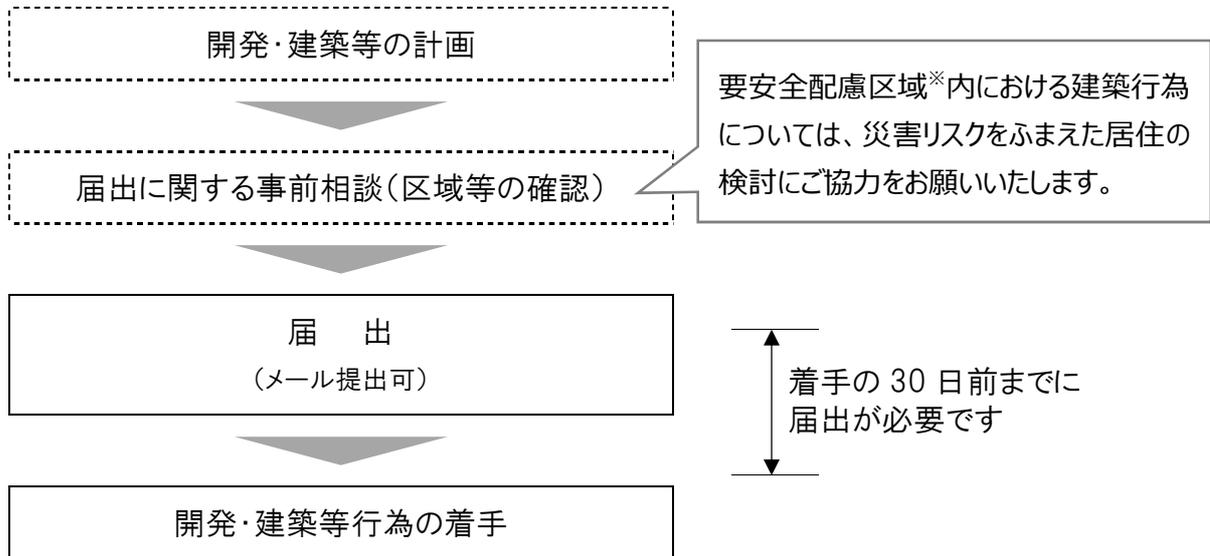


※①～③以外の行為の場合は届出は必要ありません。

2. 届出方法

(1) 届出の流れ

開発行為、建築行為に着手する 30 日前までに届出書を提出してください。なお、届出は開発許可申請や建築確認申請と同時又は先行して提出をお願いします。



※要安全配慮区域とは

居住誘導区域の設定にあたっては、一定規模以上の災害で 2 階建てでも自宅での避難が困難であることが想定されるなど、一定以上の災害リスクのある範囲を「災害リスクが大きい範囲」として、居住誘導区域には含めないこととしています。一方で、居住誘導区域内においても災害リスクはあることから、災害リスクの内容や安全に配慮した居住方法の理解促進をはかるため、本市独自の「要安全配慮区域」を設定しています。

「災害リスクが大きい範囲」や「要安全配慮区域」で、土地探しや建築をご検討されている方は、「安全に配慮した居住方法のご検討」や「災害リスクの内容の把握」をお願いいたします。

注)・要安全配慮区域は届出要否には関係ありません。

・要安全配慮区域の指定状況については、「名古屋市都市計画情報提供サービス(6/1～)」や「なごや集約連携型まちづくりプラン」にてご確認いただけます。

(2) 届出書類

届出は、届け出る内容ごとに定められている届出書様式に必要な事項を記載し、添付図書を添えて行ってください。(提出部数…1部)

※届出書の各様式は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

① 都市機能誘導区域外における行為の届出

行為	届出書様式	添付図書	
			参考縮尺
開発行為	様式第1	開発区域図	1/1,000
		設計図(現況図、土地利用計画図)	1/100
建築行為 (新築、改築又は 用途変更を行う場合)	様式第2	敷地案内図	1/1,000
		建築配置図	1/100
		各階平面図、建築物の二面以上の立面図	1/50
届出内容の変更を行う場合	様式第3	変更内容を示す上記の図書	—

② 居住誘導区域外における行為の届出

行為	届出書様式	添付図書	
			参考縮尺
開発行為	様式第4	開発区域図	1/1,000
		設計図(現況図、土地利用計画図)	1/100
建築行為 (新築、改築又は 用途変更を行う場合)	様式第5	敷地案内図	1/1,000
		建築配置図	1/100
		各階平面図、建築物の二面以上の立面図	1/50
届出内容の変更を行う場合	様式第6	変更内容を示す上記の図書	—

③ 都市機能誘導区域内における行為の届出

行為	届出書様式	添付図書
誘導施設の 休止または廃止	様式第7	—

(3) 届出先・問合せ先

名古屋市 住宅都市局 都市計画課（名古屋市役所 西庁舎 4 階）

住 所 : 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話 : 052-972-2712

F A X : 052-972-4164

電子メール : a2712@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

(4) 届出の郵送受付について

郵送で提出する場合は、下記の要領にてご提出いただきますようお願いいたします。

電子メールでの届出も対応しております。

《届出の流れ》

① 事前確認

- ・郵送前に届出書類一式を電子メールで送付してください。
- ・件名は「なごや集約連携型まちづくりプランに基づく届出」としてください。
- ・添付ファイルはすべて PDF ファイルとしてください。

② 届出郵送

- ・都市計画課より内容確認の返信を受け取りましたら、郵送にて届出書類一式を送付してください。

③ 受理書受取

- ・都市計画課より受理書を電子メールにて送付します

参考 届出に関する Q&A

■ 誘導区域外での建築等をするのに、何か規制があるのですか？

誘導区域外における誘導施設や住宅の建築を規制するものではありません。この届出を通して、土地利用の動向を把握し今後のまちづくりに活用させていただいたり、必要に応じて情報提供等をさせていただきます。

■ 敷地が誘導区域の内外にまたがりますが、届出は必要ですか？

届出の対象となる行為を行う敷地が誘導区域の内外にまたがる場合は、誘導区域外での行為とみなしますので、以下の取り扱いとします。 ※令和 5 年 3 月 31 日より取り扱いを変更しております。

- ①都市機能誘導区域内外にまたがる誘導施設の開発又は建築行為 →届出必要
- ②居住誘導区域内外にまたがる一定規模以上の住宅の開発又は建築行為 →届出必要
- ③都市機能誘導区域内外にまたがる誘導施設の休止又は廃止 →届出不要

■ 届出の対象となる住宅とはどのようなものですか？

「住宅」とは、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅をさします。詳しくは、建築基準法における住宅の取り扱いを参考にしてください。

■ 居住誘導区域外に3戸の建売住宅を建築する場合に届出は必要ですか？

同一の方が同時期に隣接する土地で戸建て住宅を建築する場合で戸数が 3 戸以上の場合は届出が必要です。